

令和3年度

事業計画

社会福祉法人 温和会

1. 基本理念

“ 高齢者を敬い 家族のように思いやり

その人らしさの追求と寄り添うケアに努めます ”

- ① 自主性を尊重します。
- ② 可能性を引き出し、自立できるよう努めます。
- ③ プライバシーの保護に努めます。
- ④ 安全で安心して生活できるよう努めます。
- ⑤ 快適に過ごせるよう努めます。
- ⑥ 地域とのつながりを大切にします。

2. 特別養護老人ホーム朝光苑 重点目標

- (1) ユニットケアの推進
- (2) 食事サービスの充実
- (3) 早期の医療対応での安定した状態の維持
- (4) 感染症対策
- (5) 生活の中での機能訓練
- (6) 施設機能による地域貢献
- (7) 世代間交流事業の推進
- (8) 朝光苑家族会「朝光会」の推進
- (9) 苦情解決事業の推進
- (10) サービスの自己評価の徹底
- (11) 朝光苑防災管理体制の強化および地域防災協力隊との連携強化
- (12) ボランティア推進事業
- (13) 職員研修の充実
- (14) ワーク・ライフ・バランスの充実
- (15) 職員のメンタルヘルス対策

3. 援助目標

(1) ユニットケアの推進

ユニットケアの理念である利用者本位のサービスを実現していくために、生活介護マニュアルに基づき利用者一人ひとりの要望や可能性を取り入れて作成した24時間シートを活用し、安全で快適に過ごすことができるように生活援助に努める。

また、新型コロナウイルスの感染防止に努めながら、行事や個別レク、ユニット単位のアクティビティを充実させ、季節を感じ、楽しみを持って生活していただけるように援助に努める。

(2) 食事サービスの充実

利用者一人ひとりの栄養状態のアセスメントを行い、咀嚼・嚥下能力を考慮し、刻み食、ミキサー食、ムース食などの食事形態ごとに、安全で食べやすい食事の提供に努める。利用者およびご家族の意見や要望を十分に拝聴し献立作成に反映させ、栄養状態の維持改善に努めるとともに、コロナ禍の中でも工夫をして行える行事を検討し、季節を感じ喜んで食事をしていただけるように努める。

(3) 早期の医療対応での安定した状態の維持

看護職員は医療専門職として、利用者の日常生活において異常を早期に発見し、嘱託医や協力病院との連携を図り、疾病の悪化防止に努める。

認知症の進行や重度化により、経管栄養や吸引、インスリン注射やストーマ、CVポート等の医療的ケアを必要とする利用者が増えてきているため、毎月「医療的ケア安全対策委員会」を開催しリスク管理に努めるとともに、定期的な学習会や現場研修を行い、安全で適切な実施に努める。

また、施設で最期を迎えることを希望された方が、残された時間を穏やかに過ごせるように、利用者やご家族の意向に沿った看取りケアを提供していく。緊急な対応を迫られる場面も想定されるため、日頃から多職種が情報共有し観察点を明確にしながら連携を図り、的確・迅速に対応できるように努める。

(4) 感染症対策

日頃から健康管理に努め、あらゆる感染症の基本的対策である標準予防策を周知徹底し、感染症が発生した場合にあっては、朝光苑「感染症・食中毒の予防・まん延防止に関する指針」をもとに早期対応に努める。特に、高齢者に対して影響の大きいインフルエンザやノロウイルスによる感染性胃腸炎、また、世界的に収束をみていない新型コロナウイルス感染症についての発症動向に注意を払い、予防接種の実施、衛生材料の確保、職員の健康自己点検の徹底、定期的な研修にて平常時の対策を強化する等の防護策に積極的に取り組んでいく。

(5) 生活の中での機能訓練

生活のすべての場面で手を差し出すのではなく、利用者の残存能力に着目し、日々のちょっとしたことでも自分で出来たという小さな成功体験の積み重ねを大切にし、日常生活動作を自立に導けるよう援助に努める。引き続き、協力病院のリハビリ専門職から日常生活動作や摂食・嚥下能力の評価・指導を受けることで利用者の残存能力を引き出し、安全で安楽に過ごせるように援助に努める。

(6) 施設機能による地域貢献

地域社会からニーズの把握に努めるとともに、相互理解と交流を図るため、新型コロナウイルス感染状況を踏まえながら地域交流懇談会を開催する。また、新型コロナウイルス感染予防に努めながら横内地区まちづくり協議会への参加や地域で開催される行事・会議等にも可能な限り参加し、利用者が同じ地域の一員であるという認識を深める。

さらに、災害時に高齢要援護者を受け入れる福祉避難所として青森市と協定を締結しているため、青森市が策定及び実施している「福祉避難所開設・運営マニュアル」や避難所開設運営訓練を参考に、青森市及び横内町会自主防災捜索隊と連携し、新型コロナウイルス感染症対策に配慮した受入体制を整備していく。

(7) 世代間交流事業の推進

利用者が幼児や児童、学生と触れ合うことで、若い世代から活力を得て若々しい気持ちになったり、子や孫を想うやさしい気持ちを育んだりできるように世代間交流の機会を設けていく。毎年恒例となっている松原保育園の慰問、つばさ保育園のクリスマス会慰問においては、今年度は新型コロナウイルス感染予防の為、感染状況をみながら交流を図りたい。

(8) 朝光苑家族会「朝光会」の推進

新型コロナウイルス感染予防の為、朝光苑利用者の家族会である「朝光会」の懇談会開催や夏祭り等の行事参加、ボランティア活動等は難しい状況にあるが、ご家族に向けての情報発信の方法を工夫し、当苑が取り組んでいるケアについて理解が得られるように努める。また、当苑への苦情や要望を話し合い、利用者ご家族との相互理解に努め信頼関係を構築していく。

(9) 苦情解決事業の推進

利用者やその家族に苦情解決事業について理解していただき、苦情受付担当者が中心となり全職員で苦情や要望を話しやすい環境作りに努める。そのために、介護職員は担当利用者より月1回以上苦情や要望等がないかを確認し、利用者・ご家族から申し出があった際には真摯に受け止め改善を図る。

また、第三者委員で構成する苦情解決協議会を定期的で開催し、苦情・要望に対する対応が適切であったのか等を審議していただき、利用者の生活の質の向上を目指す。

(10) サービスの自己評価の徹底

朝光苑の基本理念のもとに、利用者の人間としての尊厳を守り、意志を尊重しながら、自立に向けて個別性を配慮したサービスを提供しているか、快適さを追求し生活の質の向上に努めているかを年1回自己評価し公開するとともに、改善に向けて取り組み、利用者の生活の質の向上に努める。

(11) 朝光苑防災管理体制の強化および地域防災協力隊との連携強化

朝光苑における地震・風水害等の被害及び影響を最小限に抑えるため、「災害管理体制基本マニュアル」に沿って防災訓練を実施し、利用者が安全で安心な生活を送れるように防災管理体制の構築および強化を図るとともに、非常災害用備品の備蓄・保管に努める。また、「朝光苑地域防災協力隊」に対しては、当朝光苑の危機管理体制について理解と協力を得るため、新型コロナウイルス感染症対策に配慮した「朝光苑地域防災協力隊懇談会」を年1回実施するほか、利用者の安全確保のための避難訓練を実施し、避難誘導の習熟とともに隊員と施設職員の交流を深めることで連携強化に努める。

なお、新型コロナウイルス感染症の拡大が懸念され、開催が難しい場合は避難訓練を中止または規模を縮小する等の工夫をしながら、防災訓練の実施に向けて取り組んでいく。

(12) ボランティア推進事業

いつでも誰でも得意な分野でボランティアとして活動していただくため、受け入れ環境を整備し、あおもり園芸療法研究会や町内会等のボランティア団体などに情報提供し、新型コロナウイルス感染予防に努めながら、さまざまな生活場面や余暇活動、行事・慰問などに参加を集い、ボランティア活動の充実に努める。

(13) 職員研修の充実

職員の資質向上を図るため、新型コロナウイルスの感染状況をみながら、今年度も認知症介護研修、各専門職団体主催の苑外研修会等への参加を検討していく。苑内研修では、新任職員も増えたため、朝光苑の基本理念や基本的な認知症介護の知識・技術等の再確認を行う。また、看取り介護の充実のために、定期的に振り返りの機会を持ち、事例検討を重ねながら利用者が安心して穏やかに過ごすことができるように努める。

引き続き、個人情報保護、虐待防止、感染症対策、リスクマネジメント、褥瘡予防等の勉強会を実施し、職員一人ひとりの知識・技術を向上させていく。

(14) ワーク・ライフ・バランスの充実

職員定着を図る為、これまでも働きやすい職場環境作りに取り組み、青森労働局から子育てサポート企業としてくるみん認定を、さらに平成 27 年度には特例認定であるプラチナくるみん認定を受けることができていた。令和 3 年度も、職員の生活の充実がより良い介護サービス提供に繋がると考え、ソーシャルディスタンスをとる等の 3 蜜を避けたワーク・ライフ・バランスセミナーを年 3 回開催し、毎月第三金曜日をノー残業デイに設定するほか、年次有給休暇取得義務化に係る社内アナウンスや、取得促進に向けて積極的な声掛けを行い、「仕事と生活の調和」の一層の理解と定着を図れるように努める。

(15) 職員のメンタルヘルス対策

職場におけるメンタルヘルス対策については、「労働者の心の健康の保持増進のための指針」に基づき、セルフケア等の 4 つのケアが継続的かつ計画的に行われるように、産業医を中心とした衛生管理委員会にて「令和 3 年度心の健康づくり計画」を策定し、職員とその家庭の幸福な生活、活気ある職場環境作りを推進する。

ストレスチェック制度の実施にあたっては、全職員に規定を配布し、制度の周知徹底や受検の推奨を行う。また、職員がストレスや心の健康について理解し、自身のストレスに適切に対処できるようにメンタルヘルス研修を開催し、ストレス要因そのものを低減し、メンタルヘルス不調を未然に防止することに努める。

4. 朝光苑デイサービスセンターはなおもい

重点目標及び具体的な援助内容

(1) 稼働率の向上と安定化

デイサービス事業の稼働率安定のために、引き続き、各居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、病院等へ積極的にPR活動を行う。また、職員ミーティングを重ねケアサービスの質の改善や向上に努めるとともに、「はなおもい」独自のサービス提供を工夫し、特徴を打ち出していくことで利用者確保に努める。

(2) 利用者一人ひとりの要望や個別性を尊重したケアの推進

利用者および家族の意向を聴きながら心身の状況把握に努め、居宅サービス計画に基づいた適切な通所介護計画を作成し、利用者が落ち着いて過ごせるようにサービスを提供していく。そのために、家庭的な雰囲気の中でソファコーナーや和室、テラスを望むスペース等が馴染みの場所となり、くつろいで過ごせるように環境を整えていく。

また、利用者個々の生活リズムを大切にし、集団での行動を強いることなく、個性を尊重したケアに努める。

(3) 生活相談の充実

利用者および家族の生活面や介護方法等についての相談に応じ、内容によっては担当の介護支援専門員と連絡調整を行い、利用者の在宅生活を支えるとともに、家族の介護負担の軽減を図る。介護疲れの程度や状況によっては、特別養護老人ホーム朝光苑の短期入所利用も視野に入れ、朝光苑生活相談員とも連携し、在宅生活を支援していく。

(4) 生活場面を中心とした機能訓練

利用者個々の有する能力や可能性を尊重し、起居動作や歩行、入浴、排泄などの場面において、危険を防止しながら自立を支援していく。さらに、心身機能の維持向上のために歩行訓練の実施、テレビ体操や嚙下体操、また、カラオケに合わせての軽体操も行い楽しみながら身体を動かして頂く。

(5) 日々のレクリエーション活動の充実

利用者の要望や好みを取り入れ、創作やレクリエーションを中心とした各種活動を準備していく。また、コロナ感染症の発症動向に注意しながら、四季おりおりに季節が感じられるように年間の活動計画を立て、行事や外出、戸外活動を実施していく。

特に、認知症予防や認知症の進行防止に力を入れ、各専門職の指導による音楽療法や園芸療法、脳トレ等の活動を充実させていく。脳トレでは、用紙への記入だけではなく、読む、歌う等の活動を連続し連想ゲーム等も取り入れ、日々のちょっとした場面に声掛けしながら活性化を図っていく。

(6) 安全で快適な入浴サービスの提供

利用者個々の身体能力や要望に応じ一般浴か特殊浴槽を選択し、環境整備に努めながら、危険なく快適に入浴ができるように洗髪や洗身等のサービスを提供する。必要に応じて、在宅での入浴が支障なく行なえるように、動作に関しての指導助言を行う。

(7) 送迎サービス

利用者個々の心身状態や地理的状况等を考慮した送迎車両・送迎ルートを設定し、無理のない乗下車時の介助や状態観察等の送迎サービスを行う。また、安全第一を念頭に置き、シートベルトの着用や車椅子の固定を確認し、走行および車両の定期的な点検・整備を行い、利用者の安全確保に細心の注意を払う。

(8) 食事サービスの充実

利用者個々の心身状態や嗜好の把握に努め、嚥下や咀嚼能力も考慮し、食事内容や食形態、補助具の検討を行い、安全で食べやすい食事を提供する。さらに、楽しんで食事をしていただくために行事食を充実させ、おやつ作り等も実施する。

(9) 健康指導等による安定した状態の維持

利用者の健康状態把握のため、バイタル測定や一般状態の観察を行い、必要に応じては、看護・介護、栄養士による生活指導を行う。また、平常時と異なる兆候が感じられた時には家族に連絡し、主治医への搬送等の対応に努める。口腔機能の維持向上のためには、口腔衛生の指導や適切な口腔ケアの実施、食前の嚥下体操等を実施する。

さらに感染症対策については、新型コロナウイルス感染症の発症動向に注意を払い、マスクの着用、3密を避ける等の可能な限りの感染症対策を行い、職員の健康自己点検を徹底し蔓延防止対策に努めていく。

(10) 苦情解決事業の推進

利用者やその家族に苦情解決事業の内容を理解していただき、苦情受付担当者である生活相談員が中心となり全職員で苦情や要望の話しやすい環境作りに努め、申し出があった際には、真摯に受け止め改善を図る。

また、第三者委員で構成する苦情解決協議会にて、苦情・要望に対する対応が適切であったのか等を審議していただき、利用者の生活の質の向上を目指す。

(11) 防災管理体制の整備

火災や地震、風水害等の非常災害時においては、利用者の安全第一を優先し、迅速適切な対応に努める。非常災害に備えて、防災及び避難に関する計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、定期的な避難訓練、その他必要な訓練等を実施する。

(1 2) 職員研修の充実

職員の資質向上を図るため、新型コロナウイルスの感染状況をみながらデイサービスセンター職員研修や認知症介護研修、各専門職団体主催の苑外研修会等に積極的に参加させる。また、特別養護老人ホーム朝光苑内で実施している認知症介護、個人情報保護、虐待防止、感染症対策、リスクマネジメント、褥瘡予防等の勉強会にも可能な限り参加し、職員一人ひとりの知識・技術を向上させていく。

5. 就労サポートセンター そら

基本理念

“ 障害をお持ちの方の「働きたい」気持ちを大切にします。

利用者様が充実感や喜びを感じながら、仕事に取り組めるよう

支援に努めます。 ”

重点目標及び具体的な援助内容

(1) 利用者の確保および通所率の安定化

利用者確保のために、各相談支援事業所や医療機関を訪問しPR活動を行う。

見学や体験利用を積極的に受け入れ、サポートセンターそらの特色を打ち出し、理解していただくことで正式利用に繋げる。また、利用者の体調や体力に合わせた支援に努め、意見や要望を就労環境改善に活かせるように定期的な面談を行い、通所率の安定を図っていく。

(2) 利用者一人ひとりの状況に沿った支援

利用者の意向を尊重し、心身状況や就労に対するニーズ把握に努め、サービス等利用計画に基づいた適切な個別援助計画を作成し、利用者それぞれの働きたいという思いを実現していく。必要に応じて相談支援事業所や医療機関、ハローワーク、障害者就労の相談窓口等との連携を密に図る。また、環境変化による不安や混乱等の不調に留意し、職員も人的環境であることを自覚し支援を行う。

(3) 就労及び生産活動の機会の提供

利用者の心身状況を考慮しながら、より有益に利用者へ還元できる委託業務の選別を行い、利用者がやりがいや達成感を得られるように支援に努める。A型利用者は、雇用契約を結び最低賃金以上の時給を支給し、B型利用者には、個々の作業時間や作業能力に応じた工賃の支給を行う。

(4) 就労に必要な知識および能力の向上

働くうえで必要となる挨拶や言葉遣い、身だしなみ等の基本的態度や接遇を身に付け、必要な知識や技術を獲得し作業が遂行できるように助言や指導を行う。作業を振り返りながら能力向上を図り、社会に必要とされていることを意識し一般就労を目指すことができるよう支援に努める。

(5) 食事サービスの充実

利用者が体調を維持し健やかに作業に臨むことができるように、栄養バランスのとれた昼食の提供を行う。四季おりおりの行事食や誕生祝等の企画を充実させ、食事を他利用者とともに楽しみ、コミュニケーションを深める機会としていく。

(6) 送迎サービスの提供

利用者個々の心身状態や地理的状况を考慮したルートを設定し、送迎サービスを行う。送迎にあたっては、安全第一を念頭にシートベルト着用の確認、走行および車両の定期点検や整備を行う等の細心の注意を払い、安全確保に努める。

(7) 利用者同士が交流できるイベントの企画・運営

利用者が楽しみを持ち、また、気分転換が図られるように、年2回程度のイベントを企画し開催する。開催にあたっては新型コロナウイルス感染症の発症動向をみながら、ソーシャルディスタンスが確保できる場所で実施し、マスク着用、消毒の励行、三密を避ける等の基本的な感染症予防対策に努める。イベントを通して利用者同士の交流が図られ、互いに協力し合い、思いやりの心が育めるように支援を行う。

(8) 苦情解決事業の推進

利用者やそのご家族に苦情解決事業の内容について理解していただき、苦情受付担当者が中心となり、全職員が苦情や要望を話しやすい環境作りに努め、申し出があった際には、真摯に受け止め改善を図る。また、第三者委員で構成する社会福祉法人温和会の苦情解決協議会に諮り、サービスの向上を目指す。

(9) 防災管理体制の整備

火災や地震、風水害等の非常災害時においては、利用者の安全を優先し、迅速に適切な対応に努める。非常災害に備え防災および避難に関する計画を作成し、防火管理者または火気・消防等に関する責任者を定め、定期的な避難訓練、その他必要な訓練を実施する。

(10) 職員研修の充実

職員の資質向上を図るため所外で開催される就労支援研修等に参加させ、終了後は所内での伝達講習を行い、職員への周知を図っていく。所内においては、新入職員も多いため疾患や障害等についての勉強会を行い、基本的な知識の習得に努める。また、芙蓉会グループの障害福祉事業所と合同で勉強会を開催し、意見交換や事例検討等により理解を深めていく。

6. 令和3年度年間行事計画（特別養護老人ホーム朝光苑）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
社会歴	昭和の日	憲法記念日 こどもの日 立夏 母の日	入梅 父の日 夏至	七夕 土用の日 海の日	立秋 ねぶた祭り 旧盆 終戦記念日	二百十日 敬老の日 彼岸 十五夜	体育の日	文化の日 立冬 七五三 勤労記念日	冬至 クリスマス 天皇誕生日	元旦 草履開き 成人の日	節立 建国記念日 針供養	ひな祭り 彼岸 春分の日	
苑内行事	お花見 (裏庭)	買い物 ツアー (代替)	日帰り ツアー (代替)	七夕行事 納涼 夏祭り (代替)	ねぶた 祭り (代替) 居酒屋	敬老会	紅葉 ドライブ 避難訓練 (夜間)	文化祭 (代替)	クリスマス会	ゲーム 大会	節分	ひな祭り カラオケ大会 居酒屋	
地域交流 行事	家族会 「朝光会」		地域交流 懇談会	納涼 夏祭り		地域防災協力 隊避難訓練及 び懇談会			世代間 交流事業				
保健衛生	体重測定 (毎月)					結核検査 健康診断		インフルエンザ ノロウイルス 予防接種					
朝光苑 会議	1 全体会議 (毎月1回) 2 事業推進会議 (毎月1回) 3 献立会議 (毎月1回) 4 苦情解決協議会 (4月、9月、2月) 5 ケアカンファレンス (毎週金曜日) 6 入所検討委員会 () 7 リスクマネジメント委員会 (7月、11月、2月) 8 感染症対策委員会 (6月、9月、12月、3月) 9 褥瘡対策委員会 (5月、10月、1月)							10 医療的ケア安全対策委員会 (毎月1回) 11 身体拘束等適正化委員会 (6月、9月、12月、3月) 12 看取りケア委員会 (随時) 13 総括ケア部会議 (毎月1回) 14 総括ケア部連携会議 () 15 ユニッツリーダー会議 (隔月) 16 各ユニッツ会議 (毎月1回) 17 衛生委員会					
その他 行事 活動等	1 遊びリレーションクラブ (随時) 2 音楽クラブ (月2回程度) 3 書道クラブ (随時) 4 園芸 (随時)							5 喫茶ほほえみ (毎月1回) 6 大相撲星取り (毎場所) 7 総括ケア部勉強会 (毎月1回)					

令和3年度 年間行事計画 (朝光苑デザインサービスセンターはなおもい)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
社会歴	昭和の日	憲法記念日 こどもの日 立夏 母の日	入梅の日 父の日 夏至	七夕 土用の日 海の日	立秋 ねぶた祭り 旧盆 終戦記念日	二百十日 敬老の日 彼岸 十五夜	体育の日	文化の日 立冬 七五三 勤労記念日	冬至 クリスマス 天皇誕生日	元旦 草履開き 鏡開き 成人の日	節立 建国記念日 針供養	雛祭り 彼岸 春分の日
苑内行事	お花見会 総避難訓練	園芸療法 買い物 ツアー	日帰り ツアー	七夕会 夏の慰問	ねぶた祭り バーベキュー	敬老会	紅葉ツアー 合総避難訓練	ミニ文化祭 芋煮会 園芸療法	一品料理 クリスマス会	新年会 抹茶を楽しむ会	節分ゲーム大会	雛祭り カラオケ大会
地域交流行事			地域交流会 懇談会	涼納夏祭り		地域防災協力 隊避難訓練及 び懇談会			世代間 交流事業			
保健衛生	体重測定 (毎月)							インフルエンザ予防 呼びかけ期間 ノロウイルス予防月間				
はなおもい 会議	1. 全体会議 (毎月1回) 2. 事業推進会議 (毎月1回) 3. 献立会議 (毎月1回) 4. 苦情解決協議会 (4月、9月、2月) 5. リスクマネジメント委員会 (7月、11月、2月)							6. 感染症対策委員会 (6月、9月、12月、3月) 医療的ケア安全対策委員会 (毎月1回) 7. ケアカンファレンス (毎週金曜日) 8. 通所検討委員会 (随時)				
その他 行事 活動等	1. 様々なレクリエーション ・音楽療法・書道・カラオケ・園芸・将棋・囲碁・制作 ・大人の塗り絵・大人の切り絵・計算・裁縫・散歩 ・脳トレ・フラワーアレンジメント・アロママッサージ (随時) *この他にも、その方に合わせた活動を一緒に行います								2. 誕生会 (各月) 3. おやつ作り (各月) 4. 料理作り (各月)			